

同 意 書

児童福祉法第24条の保育の実施に伴う保育料の決定にあたっては、伊平屋村保育の実施に関する条例施行規則第4条に基づき、世帯の村民税額及び母子世帯等世帯の状況を要素として決定されることを了承するとともに、村民税額については村役場会計課課税台帳により、世帯状況については住民基本台帳により確認されることに同意します。また、3歳以上児については主食費を負担することに同意します。

令和 年 月 日

住 所：伊平屋村字・田名・前泊・我喜屋・島尻・野甫 番地
村営住宅 棟 号室
教員宿舎 号棟 号室
定住促進住宅 号棟

保護者（父）氏名：

保護者（母）氏名：

伊平屋村長 殿